

# 第2回 社会保障に係る資格における マイナンバー制度利活用に関する検討会

## ヒアリング資料

令和2年11月20日

全国社会保険労務士会連合会

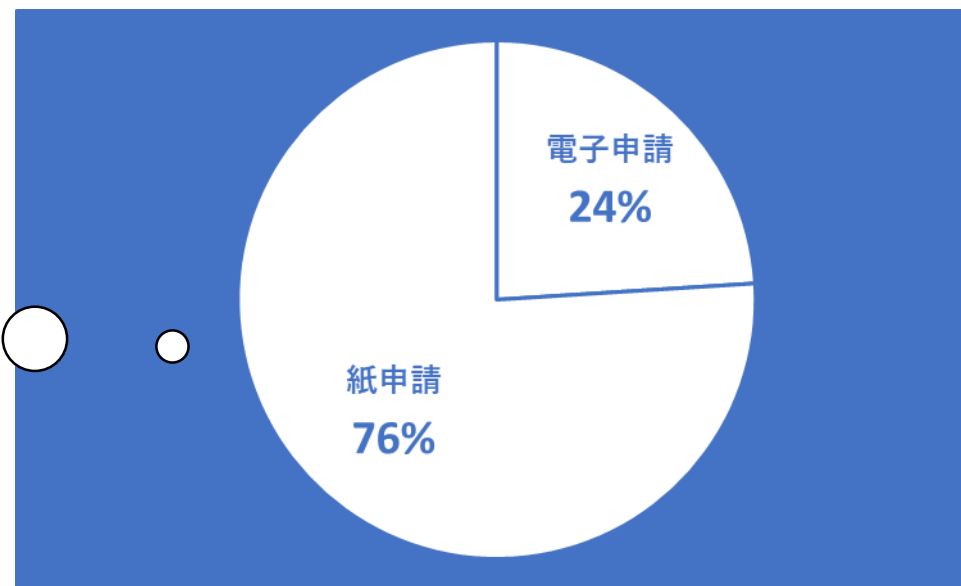
## ①今般の社会保障資格におけるマイナンバー制度活用策についての意見

社会保険労務士の場合は、資格所持の明示が必要な場面は、行政への電子申請を行うときとなります。電子申請を行う際には、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、社会保険労務士の属性も併せて証明できる環境の整備が必要となります。

### 労働社会保険の主要手続

平成31年度 約155万件 うち 電子申請 約37万件 電子申請率 約24%

社労士がマイナンバーカードを活用することでデジタル強靱化社会の構築に貢献できる。



## ① 今般の社会保障資格におけるマイナンバー制度利活用策についての意見

年金事務所窓口等で社会保険労務士証票の提示が求められることがあるので、スマートフォンの画面で写真を含めた社会保険労務士証票の券面表示ができると利便性が向上すると思料いたします。



## ②団体として考える更なる利活用策

- マイナンバーカードの電子証明書を活用した資格者団体専用ホームページへのログインを可能とし、資格者団体が用意する専用サービス（eラーニング研修等）を受けられる仕組みがあれば、マイナンバーカードの活用用途が増えると考えます。マイナポータルログイン機能を資格者団体専用ホームページに導入するイメージです。

